

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案新旧対照条文
 ○原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年第四百四十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分、ゴシック部分は修正部分）

修正案	政府案	現行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、平成二十三年三月十日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により原子力による発電を取り巻く環境が大きく変化し、原子力発電施設等の周辺の地域にも様々な影響が生じていることに鑑み、当該地域について、地域の防災に配慮しつつ、生活環境、産業基盤等の総合的かつ広域的な整備に必要な特別措置を講ずること等により、これらの地域の振興を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定に寄与することを目的とする。</p> <p>（振興計画の内容）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、原子力による発電が我が国の電気の安定供給に欠くことのできないものであることにかんがみ、原子力発電施設等の周辺の地域について、地域の防災に配慮しつつ、生活環境、産業基盤等の総合的かつ広域的な整備に必要な特別措置を講ずること等により、これらの地域の振興を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定に寄与することを目的とする。</p> <p>（振興計画の内容）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 （略）</p> <p>（振興計画の内容）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>一・二 （略）</p>

<p>三 農林水産業、商工業、新エネルギー源 (エネルギー源としての水素及び再生可能エネルギー源(太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として持続的に利用することができると認められるものをいう。)をいう。第十条において同じ。)の利用に関連する産業その他の産業の振興に関する事項</p> <p>四〇八 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(地方税の不均一課税に伴う措置)</p> <p>第十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条第二項の規定により、地方公共団体が、原子力発電施設等立地地域の区域内において製造の事業、新エネルギー源を利用する電気事業その他政令で定める事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若し</p>	<p>三 農林水産業、商工業その他の産業の振興に関する事項</p> <p>四〇八 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(地方税の不均一課税に伴う措置)</p> <p>第十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条第二項の規定により、地方公共団体が、原子力発電施設等立地地域の区域内において製造の事業その他政令で定める事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対す</p>	<p>三 (略)</p> <p>四〇八 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(地方税の不均一課税に伴う措置)</p> <p>第十条 (略)</p>
---	--	---

くはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税又はその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。）のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から

る不動産取得税又はその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。）のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

控除した額とする。

附則

(略)

附則

(この法律の失効)

第三条 この法律は、令和十三年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、振興計画に基づく事業に係る国の負担金、補助金又は交付金のうち令和十三年度以降に繰り越されるものについては、第七条及び第十三条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

附則

(この法律の失効)

第三条 この法律は、平成三十三年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、振興計画に基づく事業に係る国の負担金、補助金又は交付金のうち平成三十三年度以降に繰り越されるものについては、第七条及び第十三条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。